

ポイントカードによる市税等の納付制度が開始

4月より「iカード」で市税・公共料金等の支払いができます



市民の皆さんの利便性、地元商店街の振興、税収納率等の向上を目的に、飯山カードサービス事業協同組合で発行する「iカード」で、市税や公共料金をお支払いいただけるようになります。

この制度は、口座振替の登録をしていない方が、市金庫で現金納付する際に「iカード」を利用してその全部、または一部をお支払いすることができるようになります。

対象カード

飯山カードサービス事業協同組合が発行する満点に達したiカード
(1枚を500円分に換算)

iカードで支払うことができる市税・公共料金の種類

- ① 市税全般
- ② 上・下水道使用料
- ③ 保育料
- ④ 介護保険料
- ⑤ 市営住宅使用料
- ⑥ 教員住宅使用料
- ⑦ CATV・インターネット使用料

ご注意

- ① iカードでの支払いのご利用は市役所1階市金庫のみの取り扱いとなります。(一般の金融機関ではご利用になれませんのでご注意ください。)
- ② お取り扱い時間は、原則として平日の午前9時から午後3時までです。
- ③ ご不明な点がありましたら市役所商工課商工振興係(☎3111内線211)へお問い合わせください。

ご利用方法

- ① 税金・料金等の納付書と満点iカード・差額分の現金を持って市役所市金庫へ行く(市役所1階)
- ② 市金庫窓口で金額分の満点iカードと現金を収納担当課の職員に渡す。職員がカードと現金を預かって市金庫に納めた後、領収書を受け取り終了。

廃棄物の野外焼却の禁止等について

廃棄物処理法により、一定の例外を除き廃棄物の焼却が禁止されています

廃棄物処理法(第16条の2、第26条)により、平成13年4月から、一定の例外を除き、廃棄物の焼却が禁止されています。

① 焼却禁止の例外

- 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- ↓ 必要な空気の通風を行い、密閉された焼却設備(構造基準適合型焼却炉)を用いた焼却など
- 他の法令またはこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- ↓ 森林病虫害等防除法に基づく病害虫が付着した木の枝の焼却
- ↓ 家畜伝染病予防法に基づ

く伝染病に罹患した家畜の死体の焼却など

■ 公益上もしくは社会の慣習上やむを得ないもの、または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして政令で定めるもの(左表)

② 罰則

違反者には、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその両方が科されます。

政令で定める廃棄物の焼却

(施行令第14条)

○ 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要なもの

→ 河川管理者が行う伐採した草木の焼却など

○ 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または普及のために必要なもの

→ 凍霜害防止のためのわらの焼却など(廃タイヤの焼却は、生活環境の保全上支障があるため認められていません)。



○ 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要なもの

→ 「どんど焼き」、「三九郎」など地域の行事における焼却など

○ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの

→ 田畑でのわらの焼却など(廃ビニールの焼却は、生活環境の保全上支障があるため認められていません)。

○ たき火その他日常生活を営むために通常行われる焼却で軽微なもの

→ 庭先でのたき火、キャンプファイヤーなど

第24回 いいやま菜の花まつり

5月3日・4日・5日 (祝日)

瑞穂 菜の花公園



- 5月3日(木・祝)**
- 開会セレモニー・・・10時～11時
 - 野だて(お茶席)・・・10時～15時
 - 写真撮影会
 - 11時～12時30分 ● 13時30分～15時
 - 菜の花コンサート・・・12時～14時
 - 餅つき大会・・・11時～12時30分
- 5月4日(金・祝)**
- 第6回 臈月夜音楽祭おぼろづきよ・・・9時30分～15時
 - 野だて(お茶席)・・・10時～15時
- 5月5日(土・祝)**
- 菜の花オリエンテーリング・・・10時～14時
 - 北信州のマスコットがやってくる
 - 11時～11時30分 ● 13時～13時30分
 - 餅つき大会・・・11時～12時30分
- 期間中 (5月3日～5日)**
- 菜の花商店街・・・9時～16時
 - 菜の花迷路・・・9時～16時
 - 菜の花公園ライトアップ・・・22時まで
- ※イベントはいずれも天候等により内容が変更になる場合があります。

お問い合わせ先 **いいやま菜の花まつり実行委員会**
市役所農林課内 ☎3111 内線 262・263

「飯山市男女共同参画推進条例」条例案を検討

飯山市男女共同参画推進条例策定委員会が始まる

飯山市男女共同参画推進条例の今年度中の策定に向け、その条例案を検討するための飯山市男女共同参画推進条例策定委員会が設置され、3月19日に市役所で第1回の会議が開かれました。

同委員会は飯山市男女共同参画推進委員、一般市民からの応募者、市職員など18名で構成され、この日は委員の委嘱、今後のスケジュール確認などが行われたほか、役員の選出が行われ、会長に田中清見さん、副会長に大日方真理さんと手塚宏之さんが選出されました。

第1回の会議となったこの日は、長野県の男女共同参画社会づくり条例の策定などにも関わった長野大学産業社会学部助教授の古田睦美さんにより、男女共同参画のこれまでの経緯や、条例策定にあたっての基本理念などのお話もありました。

今後は市民の皆さんの意見をお聞きしながら月1、2回程度の会議・小委員会などで条例案の検討を進め、8月には市長への意見具申を行う方針です。

条例案策定にあたり盛り込んでほしい項目、ご意見・ご要望等がありましたら、市役所人権政策課男女共同参画係(☎3111内線371)までお寄せください。

「城山お休み処」の指定管理者を募集

市では、城山公園にある「城山お休み処」の指定管理者を募集します。

管理経費(賃借料)
月額4万5000円(税込)を市へ納めていただきます。

設備 冷凍庫、冷蔵庫、ガスコンロ、ガスレンジ、給湯器、いす、テーブル完備

応募締切 5月10日(木)

申し込み先 市役所都市計画課 住宅・公園景観係

☎3111内線241